国における環境基準・排水基準の見直し検討の状況について

資料４

１．環境基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 項目 | 国(環境省)の動向 |
| 生活環境の保全に関する環境基準 | 底層溶存酸素量（底層ＤＯ） | ・H27.12の中央環境審議会による答申を受け、H28.3に環境基準に追加。（※類型及び基準値を設定）・水質の類型指定について、H28年度より、東京湾から順次、検討を開始しており、大阪湾についてはH30年度より検討を開始。 |
| 大腸菌群数 | ・S45.5に水質汚濁に係る環境基準の項目に追加。・昨今の科学的知見を踏まえ、H30.10より、中央環境審議会生活環境項目環境基準専門委員会において、大腸菌群数を大腸菌数に見直すことについて検討を開始。 |

２．排水基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 項目 | 国(環境省)の動向 |
| 有害物質 | ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準 | ・H13.7に有害物質として排水基準（有害物質）に追加。・直ちに一律の排水基準を遵守することが困難な業種に対して暫定排水基準を適用し、以降、3年ごとに見直しを実施。（※現在の暫定排水基準は平成31年6月を期限として適用）・平成31年7月以降の暫定排水基準について、平成30年9月より、中央環境審議会排水規制等専門　　委員会において検討を開始。⇒平成31年度に「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の暫定排水基準について見直し検討予定。 |
| その他の項目 | 海域における窒素・りんに係る暫定排水基準 | ・H5に排水基準に追加され、閉鎖性海域及び流入する河川等を対象に排水基準が適用。・直ちに一律の排水基準を遵守することが困難な業種に対して暫定排水基準を適用し、以降、5年ごとに見直しを実施。・H30.10より新たな暫定排水基準が適用。 |
| その他の項目(水生生物項目) | ノニルフェノール | ・H24.8に水生生物の保全に係る環境基準に追加。・水質汚濁防止法に基づく一律排水基準の設定等の必要性を含めた排水対策の在り方について、中央　環境審議会水環境部会等において検討。・H30.3に「現時点では一律排水基準を新たに設定する必要性は低いと考えられるが、引き続き、水質の動向等について注視が必要」ととりまとめ。 |
| 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ） | ・H25.3に水生生物の保全に係る環境基準に追加。・水質汚濁防止法に基づく一律排水基準の設定等の必要性を含めた排水対策の在り方について、中央　環境審議会水環境部会等において検討。・H30.3に「現時点では一律排水基準を新たに設定する必要性は低いと考えられる」ととりまとめ。 |